

英国の情報通信動向

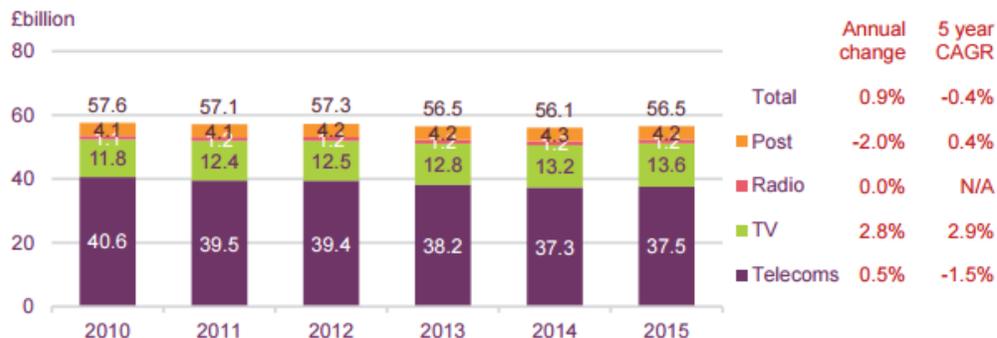
2017年1月23日

一般財団法人 マルチメディア振興センター
ロンドン事務所 所長
山中 直弘

- 1 英国の情報通信の現状**
- 2 英国の情報通信政策**
- 3 英国のEU離脱と情報通信**

- ◆英国の通信分野の市場規模は約570億ポンド(GDPの3%)。産業別の市場規模では金融分野に次ぎ2番目。
- ◆英国の電気通信分野の市場規模は約380億ポンド。

Figure 1.1 Communications industry revenue: telecoms, TV, radio, post



Source: Ofcom/ operators.

Note: Includes licence fee allocation for radio and TV; figures are in nominal terms. Post is addressed letter mail. Changes in the way that revenue data are collected for the commercial radio sector means that data prior to 2014 are not comparable to data for 2014 and 2015.

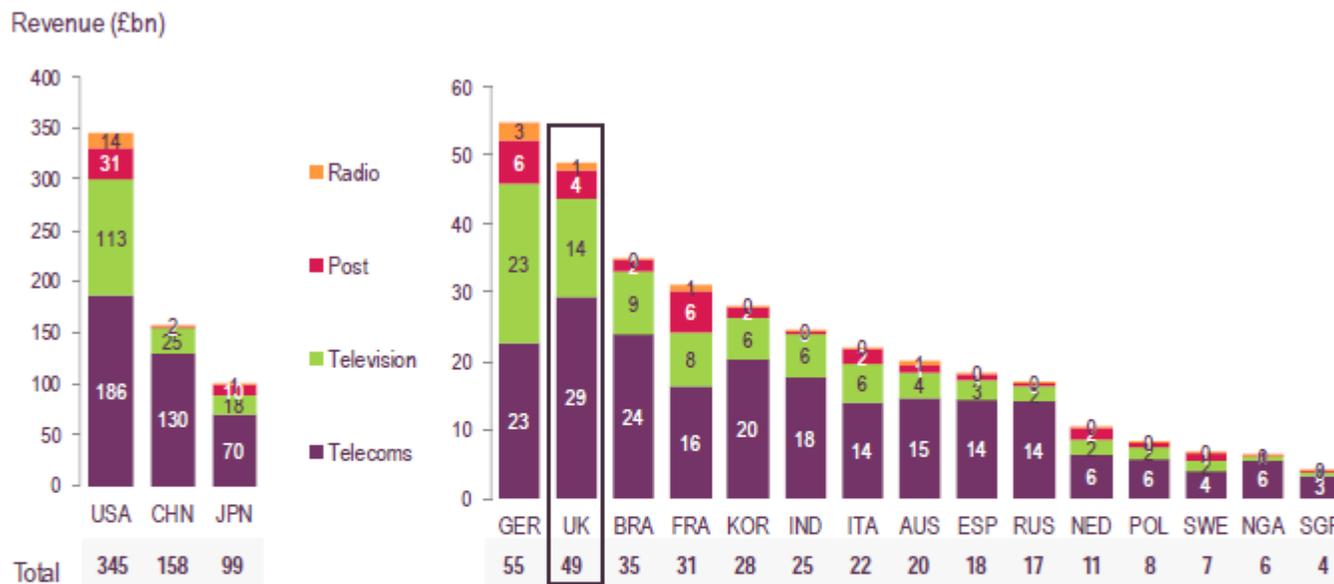
Figure 4.6 Summary of UK telecoms revenues



Source: Ofcom / operators, with the exception of corporate data services, sourced from IDC.
 Notes: 'Corporate data services' comprises web hosting, Ethernet, IP VPN, digital leased line, corporate VoIP and frame relay/ATM services; wholesale mobile comprises wholesale mobile voice, messaging and data services, mobile voice and SMS termination revenue and wholesale inbound roaming revenue (i.e. revenue from overseas operators when their subscribers use UK networks).

◆英国の通信分野の市場規模は490億ポンドで、米国(3,450億ポンド)、中国(1,580億ポンド)、日本(990億ポンド)、ドイツ(550億ポンド)に次ぎ5番目。

Figure 1.17 Communications sector revenues, by country: 2015



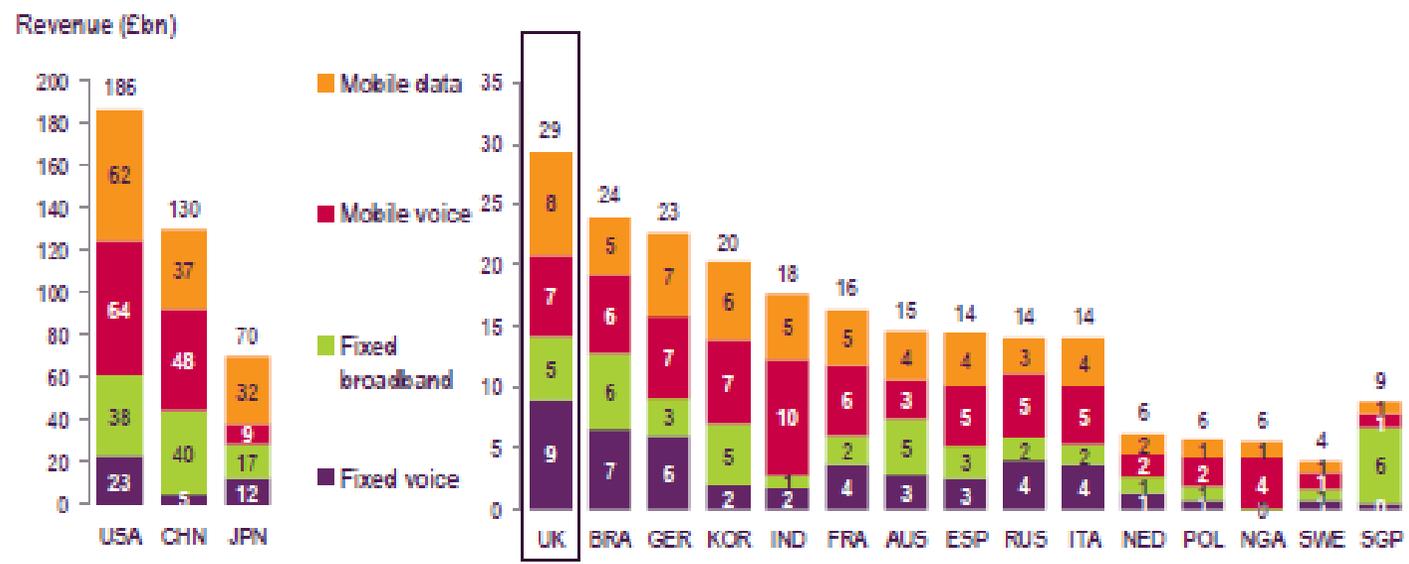
Source: Data derived from various sources: PwC Global entertainment and media outlook 2016-2020 @ www.pwc.com/outlook for radio revenues (include advertising, licence fees and satellite subscription services only), WIK Consult / Ofcom estimates for postal revenues (letters only), IHS / industry data / Ofcom for television and telecoms revenues (telecoms revenues refer to retail revenues). Interpretation and manipulation of data are solely Ofcom's responsibility. All figures are nominal.

Note: Postal revenue data are not available for Nigeria.

英国の通信産業の市場規模②(電気通信)

- ◆ 電気通信分野の市場規模は290億ポンドで、米国(1,860億ポンド)、中国(1,300億ポンド)、日本(700億ポンド)に次ぐ4番目。
- ◆ 英国を含むほとんどの国において、電気通信分野の市場規模に占めるモバイルサービスの売上が、他サービスに比べ最も多い。

Figure 3.11 Telecoms service retail revenues, by country and sector: 2015

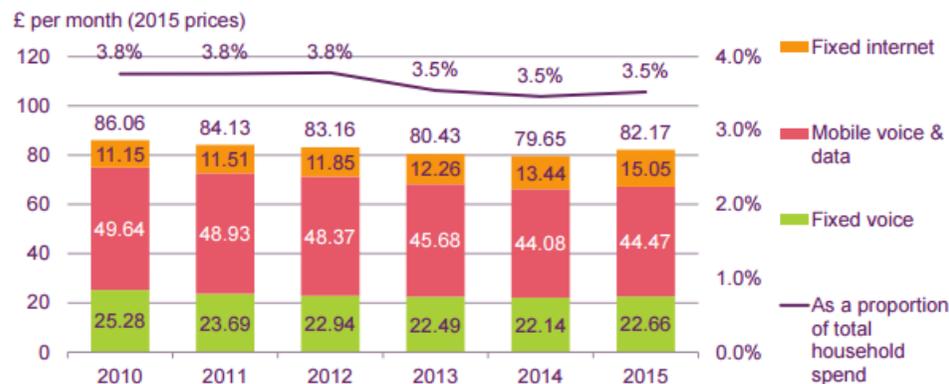


Source: IHS / industry data / Ofcom

Note: Fixed voice revenues include managed VoIP revenues. All figures expressed in nominal terms.

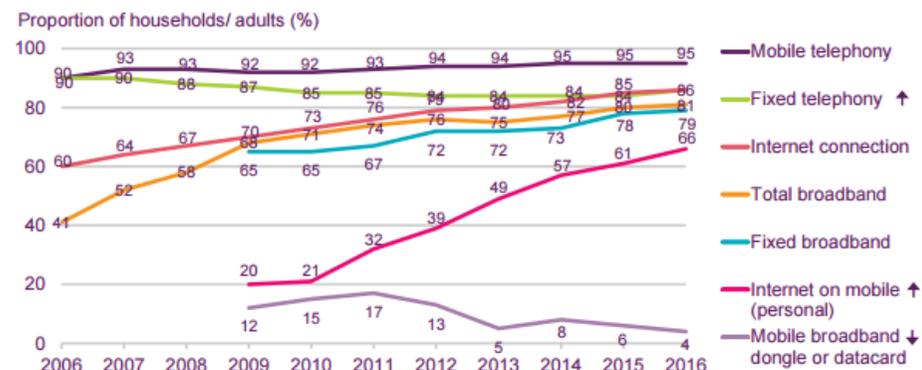
- ◆ 世帯ごとの電気通信サービスへの支出は全体の約3.5% (約82ポンド/月)。
- ◆ 特にモバイルサービスへの支出は約44ポンド/月。

Figure 4.34 Average household spend on telecoms services



Source: Ofcom / operators / ONS
 Notes: Includes estimates where Ofcom does not receive data from operators; adjusted to CPI; includes VAT.

Figure 4.35 Take-up of key telecoms technologies



Source: Ofcom Technology Tracker. Data from Q1 of each year 2007-2014, then H1 2015-2016.
 Base: All adults aged 16+ (2016 n=3737).
 Significance testing: Arrows indicate any significant differences at the 95% confidence level between UK 2015 and UK 2016.
 QC1: Is there a landline phone in your home that can be used to make and receive calls? QE1: Does your household have a PC or laptop computer? / QE2: Do you or does anyone in your household have access to the internet at home (via any device, e.g. PC, laptop, mobile phone etc.)? / QE9: Which of these methods does your household use to connect to the internet at home?
 Note: Use of internet on mobile is personal take-up measure, whereas the other data relate to household take-up.

英国における固定系ブロードバンド①

- ◆超高速ブロードバンド(下り速度30Mbps以上)の世帯・事業所カバー率は89%(2015年:83%)。
- ◆2015年(2.4億世帯・事業所、全体の8%に相当)と比較すると改善は見られるものの、いまだに1.4億世帯・事業所(全体の5%に相当)が下り速度10Mbps以下の速度でしかサービスを受けられない。
- ◆2%の世帯・事業所しか光ファイバ(full-fibre)による超々高速ブロードバンドサービス(下り速度300Mbps以上)を受けられない。

	2016年	2015年
ブロードバンド全般		
世帯・事業所カバー率(Coverage)	ほぼ100%	ほぼ100%
世帯・事業所利用率(Take-up)	78%	78%
平均下り速度	37Mbps	29Mbps
平均上り速度	4Mbps	4Mbps
ブロードバンド(下り速度10Mbps以上)		
世帯・事業所カバー率(Coverage)	95%	92%
世帯・事業所利用率(Take-up)	54%	50%
平均下り速度	51Mbps	-
平均上り速度	5Mbps	-
超高速ブロードバンド(下り速度30Mbps以上)		
世帯・事業所カバー率(Coverage)	89%	83%
世帯・事業所利用率(Take-up)	31%	27%
平均下り速度	74Mbps	65Mbps
平均上り速度	8Mbps	8Mbps
超々高速ブロードバンド(下り速度300Mbps以上)		
世帯・事業所カバー率(Coverage)	2%	2%
世帯・事業所利用率(Take-up)	0.09%	0.003%
ブロードバンド(下り速度10Mbps以下)		
世帯・事業所カバー率(Coverage)	5%	8%
世帯・事業所利用率(Take-up)	24%	26%
平均下り速度	6Mbps	-
平均上り速度	1Mbps	-

- ◆ 固定系ブロードバンドの小売シェアはBTが約3割、Sky(23%)、Virgin Media(19%)、TalkTalk(13%)と続く。
- ◆ 固定系ブロードバンドは光ファイバの小売りの伸びが大きい。

Figure 4.17 Retail fixed broadband market shares

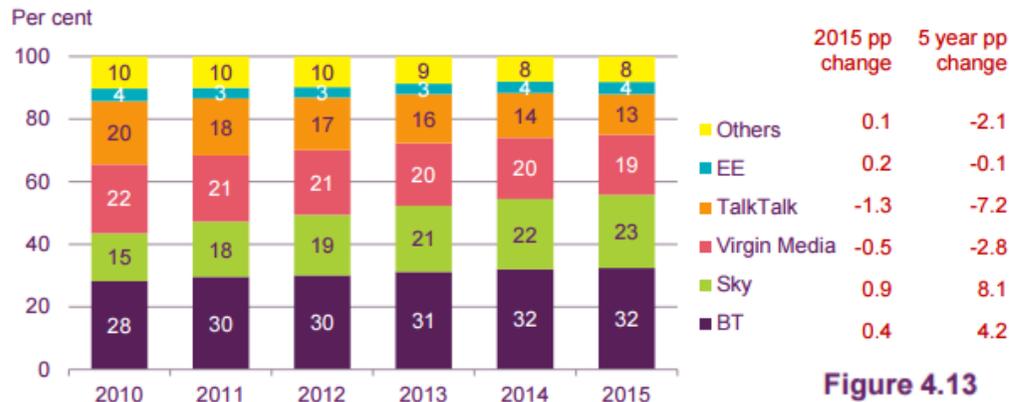
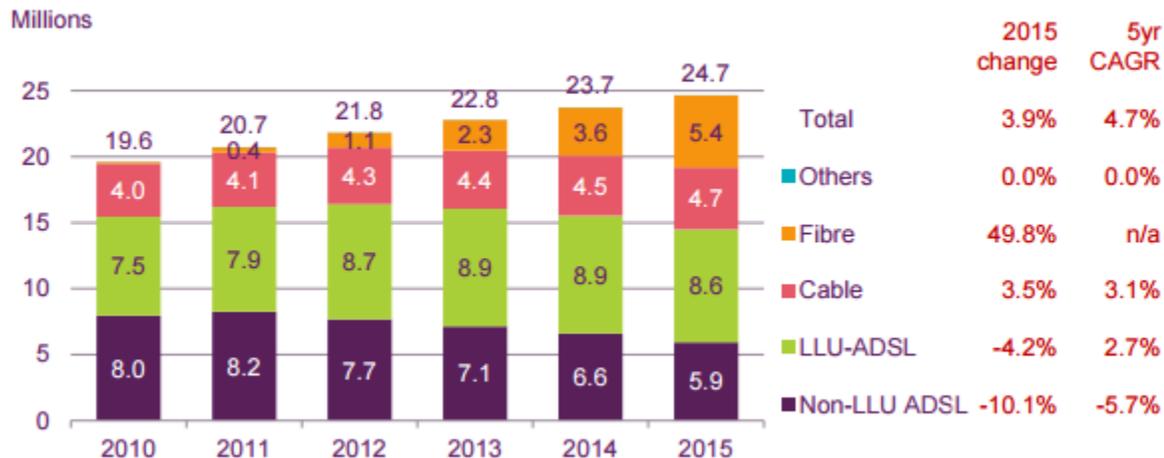


Figure 4.13 Retail fixed broadband lines



Source: Ofcom / operator data

英国におけるモバイルサービス①

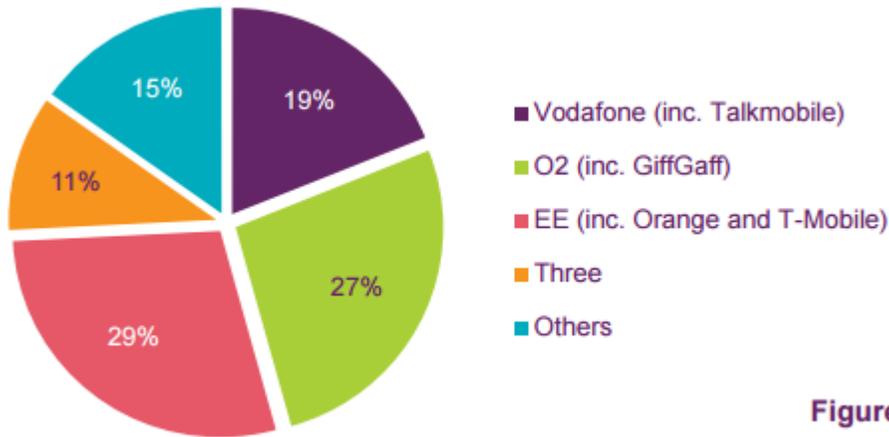
◆屋内における4Gの世帯・事業所のカバー率は72%（去年は28%）。

◆屋内における音声通話・データ通信の世帯・事業所カバー率はそれぞれ89%、80%。

	2016年	2015年
4Gサービス		
全4移動通信事業者による世帯・事業所カバー率(屋内)	72%	28%
どの事業者からもカバーされていない世帯・事業所(屋内)	4%	16%
全4移動通信事業者によってカバーされている国土面積	40%	8%
どの事業者からもカバーされていない国土面積	28%	52%
全4移動通信事業者によってカバーされている道路	38%	9%
どの事業者からもカバーされていない道路	20%	47%
音声通話サービス(2G、3G、4G)		
全4移動通信事業者による世帯・事業所カバー率(屋内)	89%	85%
どの事業者からもカバーされていない世帯・事業所(屋内)	1%	2%
全4移動通信事業者によってカバーされている国土面積	66%	58%
どの事業者からもカバーされていない国土面積	10%	13%
全4移動通信事業者によってカバーされている道路	61%	52%
どの事業者からもカバーされていない道路	6%	10%
データ通信サービス(3G、4G)		
全4移動通信事業者による世帯・事業所カバー率(屋内)	80%	77%
どの事業者からもカバーされていない世帯・事業所(屋内)	2%	3%
全4移動通信事業者によってカバーされている国土面積	52%	38%
どの事業者からもカバーされていない国土面積	16%	21%
全4移動通信事業者によってカバーされている道路	45%	37%
どの事業者からもカバーされていない道路	11%	15%

- ◆モバイルの小売シェアはEE (BT傘下)が29%、O2(27%)、Vodafone(15%)、Three(11%)と続く。
- ◆MVNOサービスについては、2016年12月より、衛星事業者SkyもO2のネットワークを使ってサービス開始。
- ◆世帯・事業所カバー率(屋外)の事業者数別の割合は地域差がある。

Figure 4.21 Retail mobile subscription shares, by provider: Q4 2015



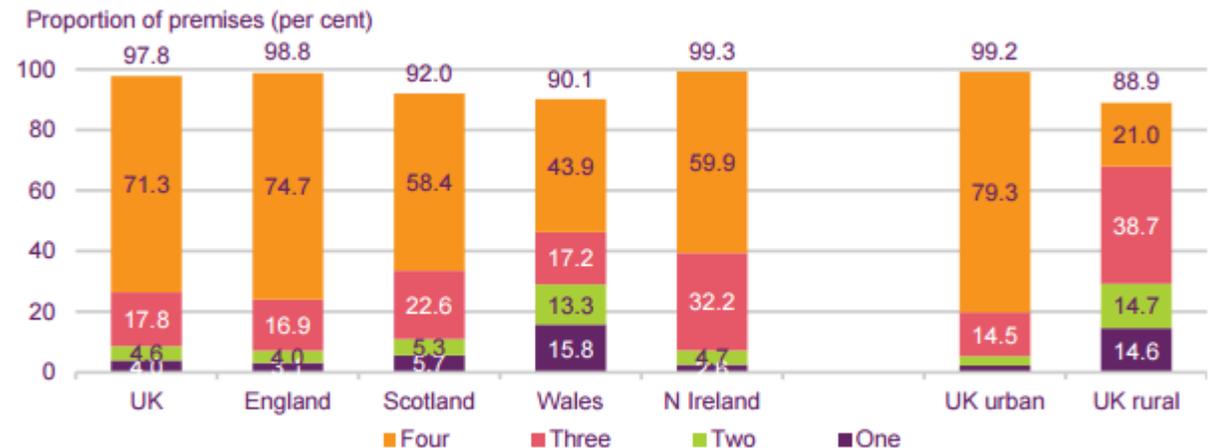
Source: Ofcom / operators
Note: Excludes M2M subscriptions

Figure 2: MVNO network use

Mobile Network Operators	Examples of MVNOs
EE	BT Mobile, Virgin Mobile
O2	Tesco Mobile, Lyca Mobile
Three	Shebang, iD
Vodafone	Lebara Mobile, Age UK My Phone

出典: Ofcom “Smartphone Cities” (2016.12.16)

Figure 4.26 Outdoor 4G premises mobile coverage, by number of operators



Source: Ofcom / operators, May 2016 data
Note: Coverage is based on 100m² pixels covering the UK

出典: Ofcom “Communication Market Report 2016” (2016.8)

- ◆ 超高速ブロードバンドの整備は、欧州28か国の中で、比較的上位のグループ。
- ◆ 超高速ブロードバンドの実際の利用は、欧州28か国の中で、第14位。

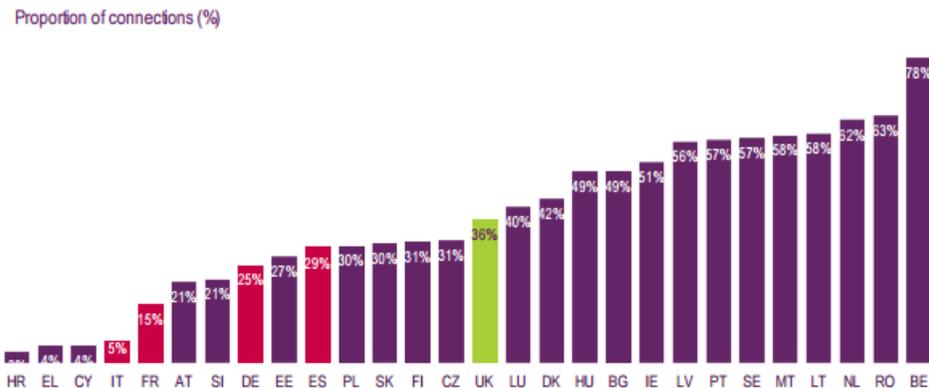
Figure 1.2 Percentage of households in areas served by NGA broadband: year-end 2015



Source: EC, Digital Agenda Scoreboard 2016

Notes: (1) Data refer to year-end 2015. (2) Ofcom has banded EC's figures within a range between the nearest integers divisible by 5. (3) NGA broadband' refers to NGA technologies, including VDSL, FTTP and DOCSIS3.0 cable, those able to provide 30Mbit/s download speeds for end-users.

Figure 1.5 Proportion of broadband connections with a headline speed of 'more than or equal to' 30Mbit/s: June 2015



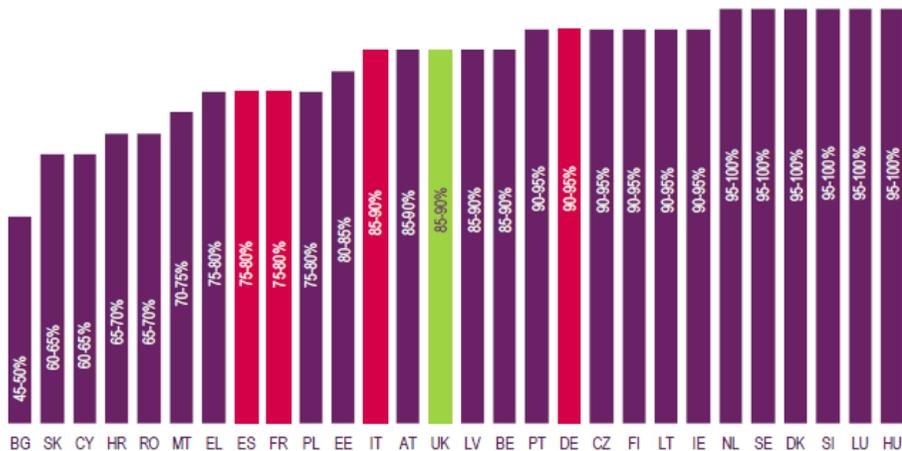
Source: EC, Digital Agenda Scoreboard 2016, Eurostat

Note: (1) Data refer to June 2015. (2) '30+Mbit/s broadband' refers to NGA technologies, including VDSL, FTTP and DOCSIS3.0 cable, those needed to provide 30Mbit/s download speeds for end-users.

- ◆4Gブロードバンドの整備は、欧州28か国の中で、中位のグループ。
- ◆3Gを含むモバイルブロードバンドの整備は、欧州28か国の中で、比較的上位のグループ

Figure 1.4 Percentage of households in areas served by 4G broadband: year-end 2015

Proportion of households (%)

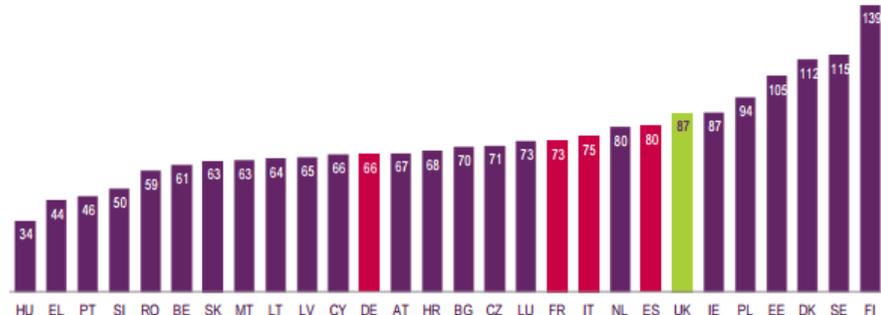


Source: EC, Digital Agenda Scoreboard 2016.

Note: (1) Data refer to year-end 2015. (2) Ofcom has banded figures within a range between the nearest integers divisible by 5. (4) '4G mobile broadband' refers to coverage by advanced fourth generation mobile broadband (LTE protocol).

Figure 1.6 Mobile broadband connections per 100 people: June-2015

Connections per 100 people



Source: EC, Digital Agenda Scoreboard 2016, Eurostat

Notes: (1) Data refer to June 2015. (2) Data combine the number of subscriptions that have connected to the internet in the preceding 90 days through a standard mobile subscription, the number of subscriptions to dedicated data services over a mobile network that are purchased separately from voice services as a stand-alone service (modem/dongle), and the number of subscriptions to dedicated data services over a mobile network that are purchased separately from voice services as an add-on data package requiring an additional subscription. (3) Mobile broadband connections may use technologies including 3G, HSPA and LTE.

- ◆ 下り速度300Mbps以上の超々高速ブロードバンドサービス(full-fibre)のカバー率は1.7%。
- ◆ 下り速度10Mbps以上のブロードバンドサービスが受けられない割合はルーラルエリアで顕著。
- ◆ 英国内における4地域及び都市・ルーラルにおける地域間格差が存在。

Figure 6: Coverage of faster broadband services with download speeds of 100Mbit/s or higher

	Coverage of premises, %		
	Download speed of at least 100Mbit/s	Download speed of at least 300Mbit/s	Download speed of at least 1Gbit/s
UK	46%	1.7%	0.8%
England	49%	1.9%	1.0%
Northern Ireland	27%	0.2%	0%
Scotland	36%	0.2%	0.2%
Wales	22%	0.7%	0.2%

Source: Ofcom analysis of operator data

Figure 9: Many premises are unable to receive a download speed greater than 10Mbit/s, especially in rural areas

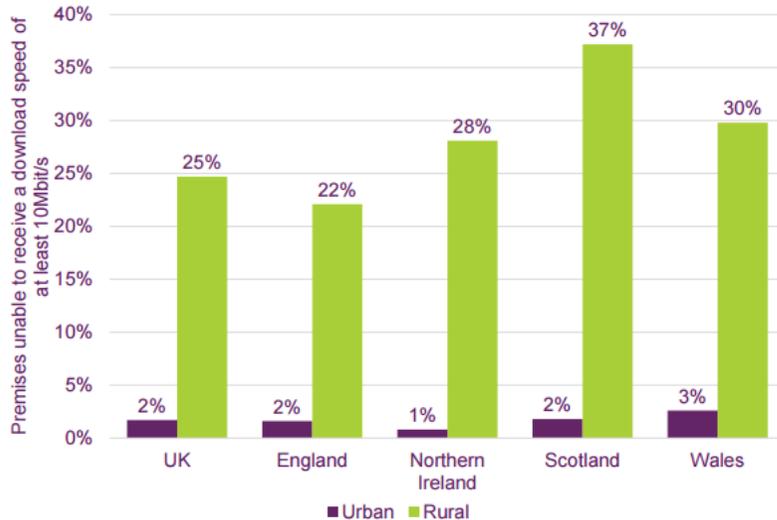


Figure 9: Comparison of 4G geographic coverage in urban and rural areas

	4G geographic coverage from all operators, % landmass	
	Urban	Rural
UK	89%	37%
England	92%	57%
Northern Ireland	91%	59%
Scotland	80%	11%
Wales	59%	12%

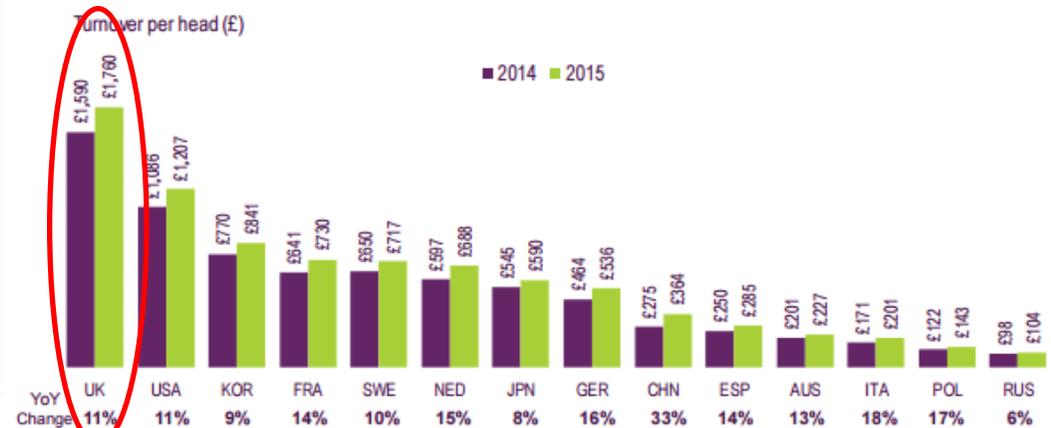
Source: Ofcom analysis of operator data

- ◆英国のインターネット経済のGDPシェアは、G-20中首位
- ◆英国の一人あたりEコマースの売上高は、14か国中で首位。



出典: Press release by the Boston Consulting Group (2015.5)

Figure 6.6 B2C e-commerce turnover, per head: 2014 - 2015



Source: European B2C e-commerce report 2016, Ecommerce Foundation & Ecommerce Europe
 Notes: Values converted from Euros to British Sterling (£1 = €1.38). Interpretation and manipulation of data are solely Ofcom's responsibility. Population figures from Ofcom/IHS.

出典: Ofcom “Communication Market Report 2016” (2016.12.16)

- ◆固定回線を通じたインターネット広告に対する一人当たりの支出は、オーストラリアに次ぎ2番目。
- ◆モバイルを通じたインターネット広告に対する一人当たりの支出は、米国に次ぎ2番目。

Figure 6.3 Fixed internet advertising expenditure per head: 2014 - 2015

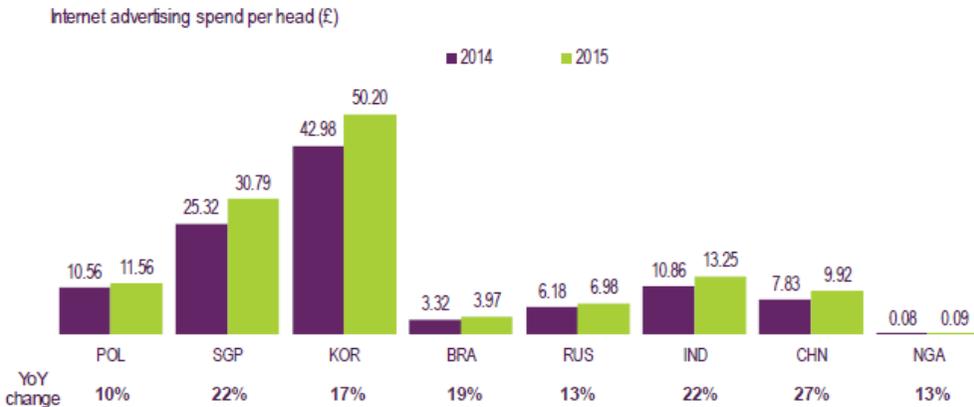
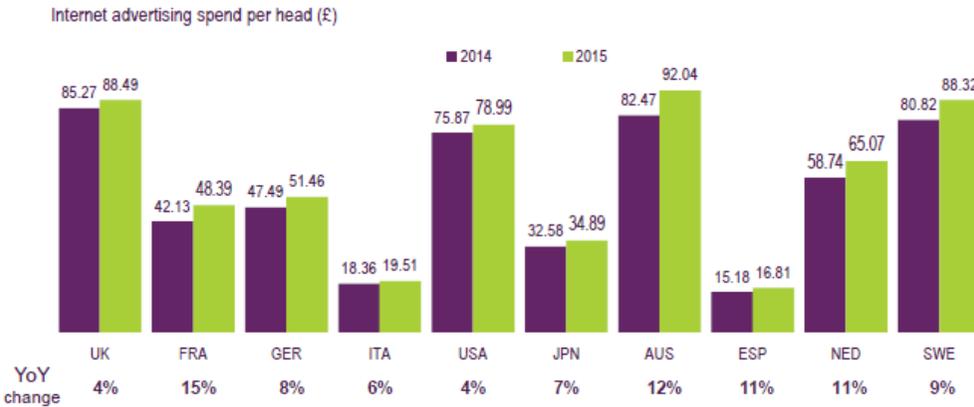
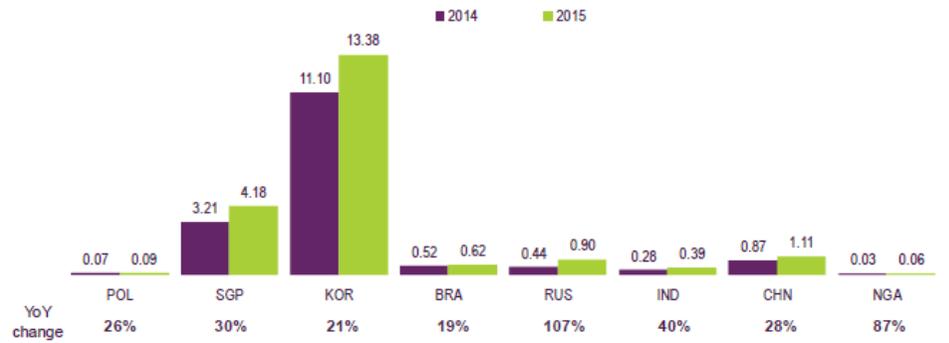
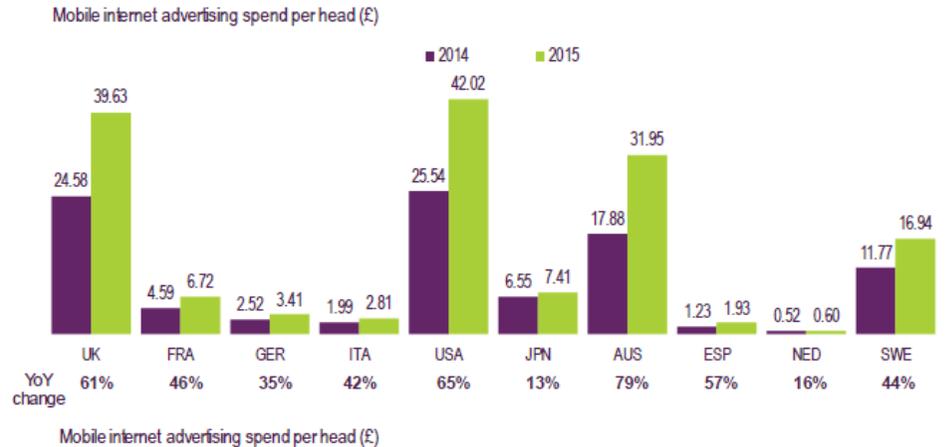


Figure 6.5 Mobile internet advertising expenditure, per head: 2014 - 2015



Source: Ofcom analysis based on data from PwC Global entertainment and media outlook 2016-2020 @ pwc.com/outlook. Interpretation and manipulation of data are solely Ofcom's responsibility. Ofcom has used an exchange rate of \$1.529 to the GBP, representing the IMF average for 2015. Population figures from Ofcom/IHS.

◆ 通信サービス料金は、他の先進国に比べて、概ね低廉な水準。

Figure 2.2 Summary of 'weighted average' stand-alone, 'weighted average' bundled, and 'lowest-available' household usage profile pricing: 2016

Weighted average stand-alone service pricing (£ per month)				Weighted average bundled service pricing (£ per month)				'Lowest available' pricing including bundles (£ per month)									
			Price	Change			Price	Change			Price	Change					
Basic needs household	1	↑	GER	43	3	Basic needs household	1	↑	FRA	33	-4	Basic needs household	1	↑	UK	27	-1
	2	↓	UK	44	6		2	↓	UK	36	2		2	↑	FRA	28	-5
	3	-	FRA	44	1		3	-	GER	46	2		3	↓	GER	31	3
	4	↑	ESP	48	-3		4	-	ITA	51	5		4	↑	ESP	37	-5
	5	↓	ITA	49	2		5	-	ESP	57	-1		5	↓	ITA	37	4
	6	-	USA	72	-14		6	-	USA	91	5		6	-	USA	43	-1
Late adopter household	1	-	UK	80	6	Late adopter household	1	-	FRA	36	-4	Late adopter household	1	-	FRA	16	-13
	2	-	FRA	89	-13		2	-	UK	57	1		2	↑	GER	45	-11
	3	↑	ITA	105	-14		3	↑	GER	59	-13		3	↓	UK	49	8
	4	↓	GER	112	-5		4	↓	ITA	60	-10		4	-	ITA	54	-3
	5	-	ESP	162	16		5	-	ESP	93	0		5	-	ESP	75	-9
	6	-	USA	224	27		6	-	USA	148	-18		6	-	USA	101	-51
Mobile power-user household	1	↑	FRA	96	-108	Mobile power-user household	1	-	n/a	-	-	Mobile power-user household	1	-	FRA	63	-6
	2	↓	UK	122	-71		2	-	n/a	-	-		2	-	UK	101	-7
	3	↑	ITA	185	-92		3	-	n/a	-	-		3	↑	ITA	117	-78
	4	↓	GER	238	-1		4	-	n/a	-	-		4	↓	GER	178	-9
	5	↑	ESP	244	-126		5	-	n/a	-	-		5	-	USA	213	-12
	6	↓	USA	298	-21		6	-	n/a	-	-		6	-	ESP	215	-73
Connected family household	1	↑	FRA	178	-8	Connected family household	1	-	FRA	128	7	Connected family household	1	-	FRA	117	32
	2	↓	UK	181	-1		2	↑	ITA	146	-29		2	↑	ITA	128	-11
	3	↑	ITA	272	16		3	↓	UK	149	8		3	↓	UK	142	6
	4	↓	GER	281	39		4	-	GER	212	31		4	-	GER	155	-12
	5	-	ESP	351	31		5	-	ESP	213	-38		5	-	ESP	180	-28
	6	-	USA	427	46		6	-	USA	335	-11		6	-	USA	322	-8
Sophisticated couple household	1	-	FRA	131	-14	Sophisticated couple household	1	-	FRA	85	-3	Sophisticated couple household	1	-	FRA	73	-1
	2	-	UK	143	-5		2	-	ITA	86	-6		2	-	ITA	77	-6
	3	-	ITA	162	-9		3	-	UK	103	-4		3	↑	GER	101	-23
	4	-	GER	208	-4		4	-	GER	155	13		4	↓	UK	103	-4
	5	-	ESP	239	6		5	-	ESP	164	-21		5	-	ESP	119	-51
	6	-	USA	342	26		6	-	USA	268	-31		6	-	USA	177	-62

Source: Ofcom, using data supplied by Teligon

出典: Ofcom “Communication Market Report 2016” (2016.12.16)

- ◆テレビ放送産業全体の収入は有料契約・ネット広告の伸びを背景に増加傾向。
- ◆オンラインテレビの収入はここ数年で急激に増加、特に有料契約の伸び率が高い。
- ◆テレビ産業全体では、プラットフォーム事業者を中心に拡大傾向。
- ◆インターネット広告への支出は昨年比17.3%増の86億ポンド(広告市場全体の約4割)。

Figure 2.12 Total broadcast TV industry revenue, by source

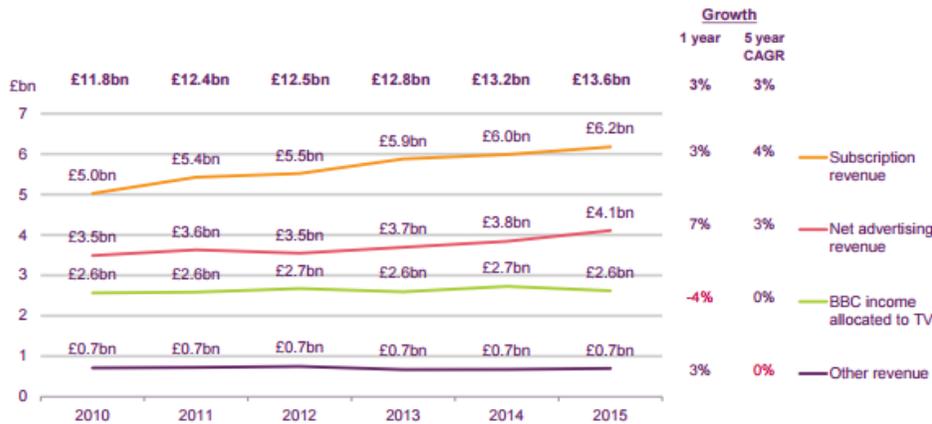


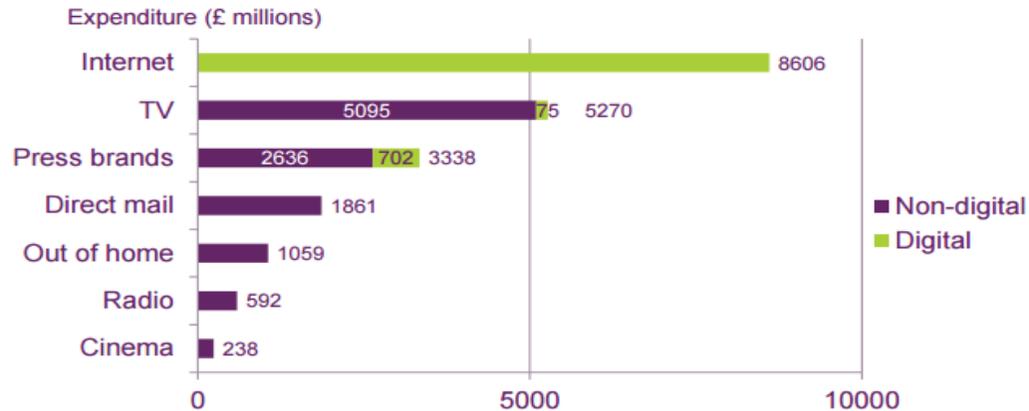
Figure 2.13 Online TV revenues



Figure 2.14 Total TV industry revenue, by sector



Figure 5.30 UK advertising expenditure: 2015



出典: Ofcom "Communication Market Report 2016" (2016.8)

- ◆テレビ放送へのリーチ率、視聴時間数はともに減少傾向。
- ◆テレビ視聴時間を方法別にみると、ライブ視聴が減少する一方、タイムシフト視聴は増加傾向
- ◆国際的に比較すると、米国と並び、ライブ視聴よりタイムシフト視聴をする時間が長い。

Figure 2.38 Average weekly reach and average daily minutes of broadcast TV: 2005-2015

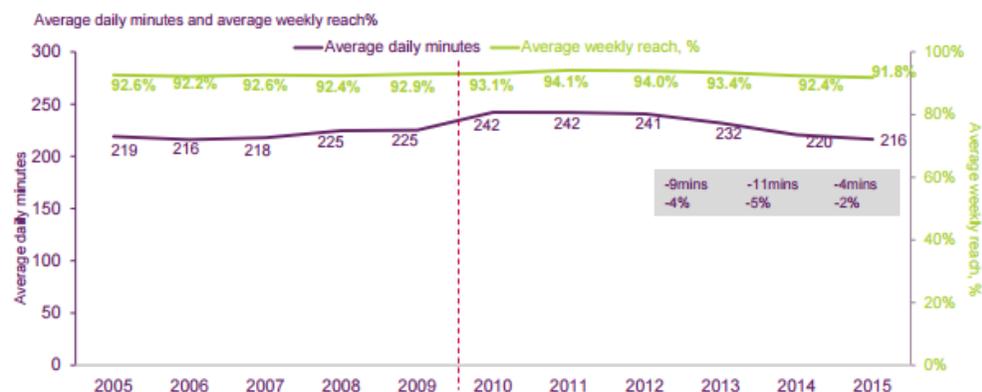
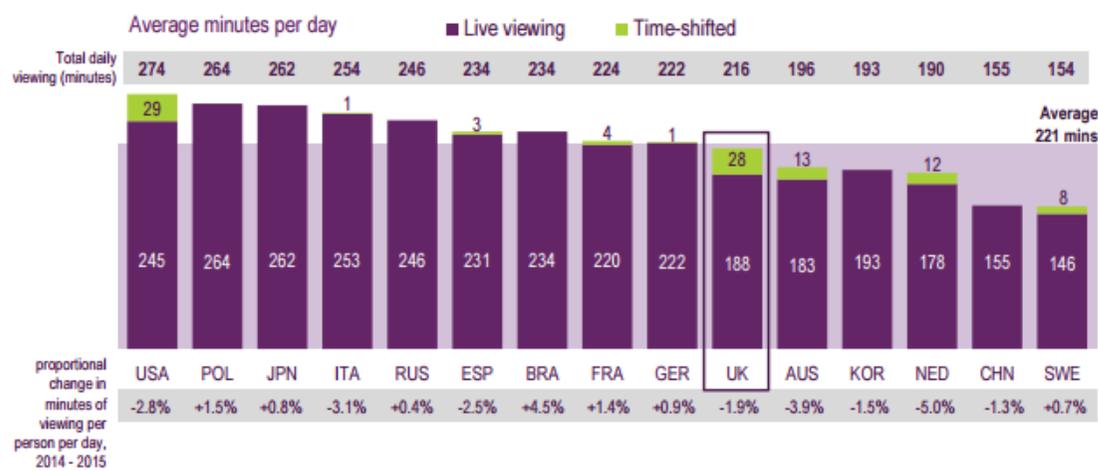


Figure 2.40 Average minutes of viewing per day, by activity: total TV



Figure 4.24 Average minutes of broadcast TV viewing per person per day: 2014 – 2015



出典: Ofcom “Communication Market Report 2016” (2016.8)

- ◆ライブ視聴の割合は減少する一方、録画やVODサービスによる視聴が増加。
- ◆有料VODサービスへのリーチ率は全体として増加傾向にあるが、特に若年層で急増。
- ◆VODサービスの視聴は、BBCiPlayer経由が最多、他方、NetflixやAmazon等のOTTの伸びが顕著。

Figure 2.50 Proportion of all AV viewing: live TV, DVR and VoD: 2010-2015

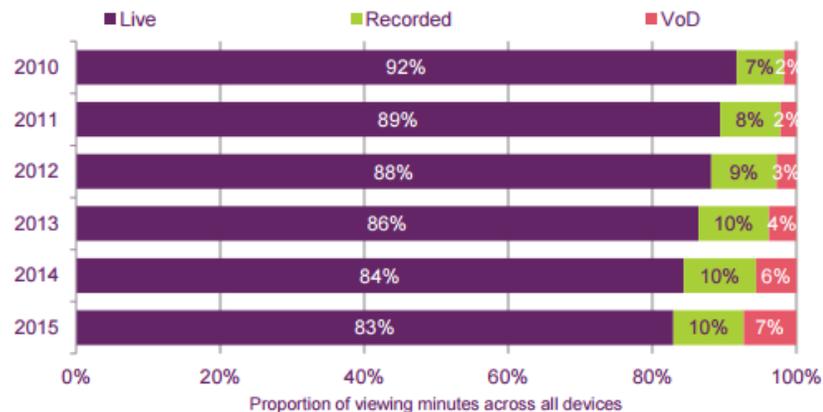


Figure 2.6 Reach of selected VoD services over the past 12 months

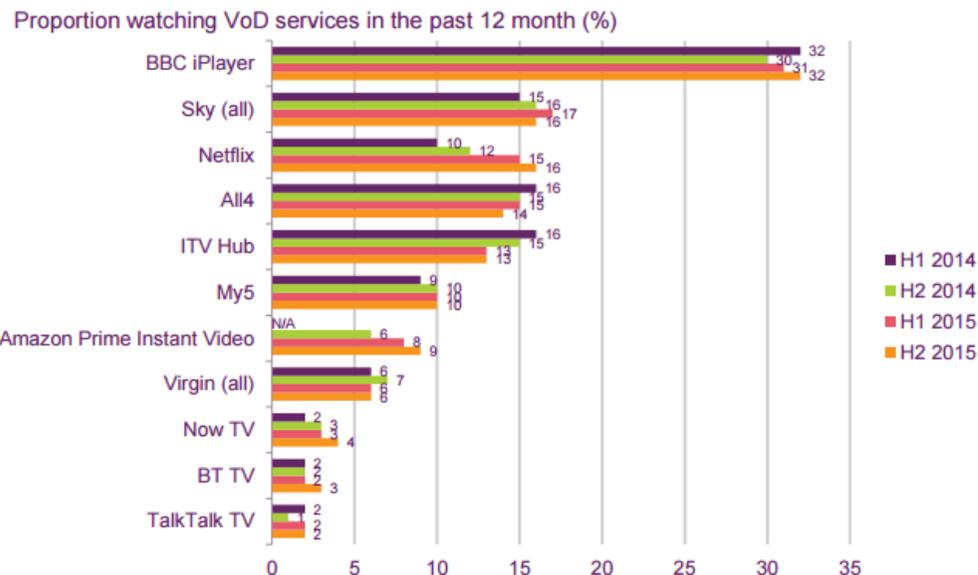
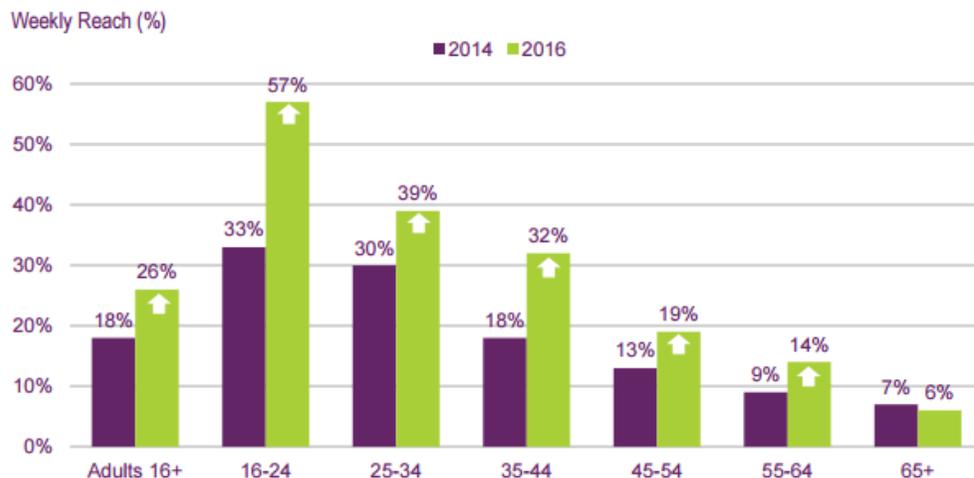


Figure 2.7 Weekly reach of paid-for on-demand, by age group: 2016 vs. 2014



Source: Kantar Media – TGI
 Base: GB adults aged 15+. H1 2010 n=12226, H1 2013 n=11853, H1 2014 n=11657 H2 2014 n=12849, H1 2015 n= 11972, H2 2015 n= 12310
 Note: LoveFilm was rebranded as Amazon Prime Instant Video February 2014. 4OD was rebranded as All4 in March 2015.

- 1 英国の情報通信の現状
- 2 英国の情報通信政策
- 3 英国のEU離脱と情報通信



労働党政権

- 2003.07 2003年通信法成立(※) → Ofcom発足(2003.12) ※2002年電気通信規制パッケージ(EU指令)の国内法制化
- 2005.09 「デジタル通信戦略レビュー(第1回)」公表
- 2007.01 BBC特許状発効(～2016.12)
- 2009.01 「公共サービス放送レビュー(第2回)」公表 ※第1回は2004年11月に公表
- 2009.06 「デジタル・ブリテン」公表 → 2010年デジタル経済法成立(2010.04)

2010.05 英国総選挙



保守党・自民党連立政権

- 2010.10 包括的歳出レビュー発表 ※2010～2014年度の各省庁の中期的財政配分
- 2010.12 ICT政策の立案機能をOfcomから文化・メディア・スポーツ省(DCMS)へ移管
「英国の超高速ブロードバンドの未来(Britain's Superfast Broadband Future)」を公表
- 2013.06 2013年包括的歳出レビュー(Spending Round 2013)発表 ※2015年度の各省庁の財政配分
「英国の未来への投資(Investing in Britain's future)」公表 ※2018年までの超高速ブロードバンド整備計画
- 2015.03 「デジタル通信インフラ戦略」公表
「デジタル通信戦略レビュー(第2回)」開始

2015.05 英国総選挙



保守党単独政権

- 2015.07 「公共サービス放送レビュー(第3回)」公表
- 2015.11 包括的歳出レビュー発表 ※2015～2019年度の各省庁の中期的財政配分
- 2016.06 英国のEU離脱国民投票
- 2017.01 BBC特許状発効(～2027.12)
- 2017.03 欧州理事会に対してEU基本条約第50条に基づく離脱の意思を通知 → 原則2年以内に離脱

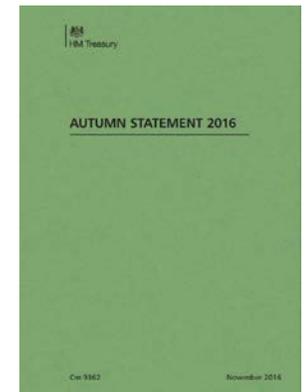
- ◆英国財務省及び予算責任庁は、2016年度秋季財政演説(Autumn Statement)を公表(2016年11月23日)。EU離脱に向けた「移行期」の経済を支えるため、生産性の向上及び生活水準の向上に重点。
※同演説は、財務大臣が内外の経済動向を展望し、特に歳出面から来年度の政府の経済政策を説明するもの。
- ◆生産性向上を目的とした「国家生産性投資基金(National Productivity Investment Fund:NPIF)」を創設し、2017年度から2021年度までの5年間で、デジタル通信、研究開発、運輸、住宅の4分野において合計236億ポンド(約3兆2,720億円)を投資。
- ◆デジタル通信(光ファイバ(Fibre)、5G(Five G))に対しては5年間で7.4億ポンド、研究開発には47億ポンドを投資する計画。

<デジタル通信分野>

- ・上記NPIFから拠出される7.4億ポンドに加え、デジタルインフラ投資基金(Digital Infrastructure Investment Fund)を新設。2017年度から4年間で4億ポンドを一般世帯及び事業所向けブロードバンドインフラの整備等に投資。
- ・2020年までに光ファイバ網にアクセスできる世帯・事業所を数百万単位で増加させる計画。
- ・2020年度までに、10億ポンドを超える予算がデジタル通信に割り当て。
- ・新規光ファイバ網インフラ整備の加速を目的に、店舗やオフィス、工場、倉庫などの事業用資産に課せられる租税(Business Rates)を2017年4月1日から5年間、100%免除。
- ・英国が世界における5G革命の先端に立てるよう、ファイバと5G試行事業に対し資金を提供。詳細は政府の5G戦略の一環として2017年度予算に盛り込まれる予定。

<研究開発>

- ・英経済の主要な原動力となる研究開発に対し、2017年度から5年間でNPIFから47億ポンドを拠出。
- ・また、今議会の会期中に20億ポンドを追加的に投資する。
- ・NPIFは主に、「産業戦略チャレンジ基金」に加え、「イノベーション・応用科学・研究」に拠出される計画。
- ・「産業戦略チャレンジ基金」は、優先テクノロジーとなるロボティクス、AIやバイオテクノロジー分野等に優先して割り当て。
- ・研究開発分野における税環境整備のため、投資を呼びやすい税控除を検討。



○ 超高速ブロードバンド(superfast broadband)整備計画

・2017年末までに、国内95%の世帯・事業所を下り速度24Mbps以上の超高速BBインフラでカバーする政府方針は、2015年末時点で約90%をカバーと順調に進捗

(公的支援によるカバー世帯・事業所数は2016年9月末時点で約417万件、拠出された助成金は約4.98億ポンド)

・2016年12月、新たに4.4億ポンドの追加投資を発表し、これによって最大60万世帯のカバーが可能となる見通し

・2016年5月、2016年から2020年までの計画についてEU法に則って欧州委員会からのState Aidの承認を授与(注:税金を原資とした特定の者への利益行為はEU法上「state aid」と定義され、競争市場を歪める行為として禁止されており、例外的にEUのメカニズムであるstate aidを利用する場合と、欧州委員会から承認が得られた場合は、これが認められる。)

○ 通信事業者へのユニバーサル義務(USO)

・2015年末までに、全世帯に2Mbps以上のBBを利用可能とする目標は、衛星BB初期設置費用の一部助成制度開始(2015年12月発表)により達成(と政府は主張)

・一方、超高速BBでカバーされない残り5%地域に関しても、10Mbpsを「生活・労働に必要不可欠なユニバーサルサービス」と位置づけ、事業者にUSOを課す方針を決定(2015年11月)。USOは、デジタル経済法案に盛り込まれている。

・2016年12月、Ofcomは、USOに関する政府に対する技術的助言文書「すべての人に対する適正(decent)なブロードバンドの提供の達成:ユニバーサルサービスに関する政府への技術的助言」をまとめ発表。シナリオごとに直面する問題の規模、コスト予測、消費者が支払うサービス料金への影響、政府による財源支出、効果的な政策介入による市場における歪みの緩和、USO事業者の指名、USO制度のレビューの実施等について技術的なアドバイスを実施。

○ モバイルインフラの改善

・人口カバー率に比べ課題であった地理的カバー率を改善するため、2017年までに国土面積の90%(全社カバーは85%)をモバイル通話・携帯SMSでカバーする旨の政府・事業者間合意が2014年12月に成立

・データ通信は、4Gオークション時のカバレッジ条件(2017年末までに98%をカバー)や、主要都市及び鉄道路線におけるWi-Fi整備支援によりカバー

・デジタル経済法案や電子通信規則の改正による規制緩和も利用

- ◆国内の長期的なインフラ需要に関する検証及びモニタリングを実施する国家インフラ委員会(National Infrastructure Commission)は、英国における5G技術の展開に関する報告書「Connected Future」を発表(2016年12月15日)。
- ◆モバイルコネクティビティは市民の生活にとって不可欠なものであると位置付け、今後、5Gを展開可能にすることができるよう、政府は積極的な役割を果たさなければならないとする7つの提言を発表。

提言1:

デジタルインフラの将来を確保するためには、単独の内閣委員会を設け、強力なデジタルチャンピオンを支援する必要がある。

提言2:

高速道路は、5G対応の沿道ネットワークを2025年までに整備するべきである。

提言3:

政府は2017年までに計画を策定し、2025年までに主要鉄道網においてインフラを完備するべきである。

提言4:

地方自治体及び地元企業パートナーシップ(LEP)は、都心部で必要と想定される小型ワイヤレスセルの展開を可能にするため、ネットワーク事業者と共同でそのような取り組みを推進するべきである。

提言5:

政府とOfcomは、消費者が実際に使えることができるサービスのカバレッジを示す一連のメトリックを開発するとともに、そのメトリックを、消費者が利用できる最低レベルのサービスを設定するためのモバイルユニバーサルサービス義務を決定するために用いるべきである。

提言6:

政府及びOfcomとは、2017年末までに、電気通信インフラの共有を支援するため、既存の規制を見直す必要がある。

提言7:

規制が急速に変化するモバイル通信市場に対応できるようにするべきである。



- ◆2016年5月の女王演説において、英国がデジタル経済において世界で優位に立てるよう「デジタル経済法案」を今会期に提出することを発表。
- ◆本法案の一部は2015年5月の総選挙における保守党の公約(マニフェスト)で言及された政策を実行に移すもの。その後、同年7月5日に法案を提出。

※2017年春の成立を目指し、現在下院での審議を終え、上院において審議中。

○ 法案概要

1. デジタルサービスへのアクセス改善(ブロードバンドUSO、消費者の不満等に関するより多くの情報公開を事業者に対して求める権限をOfcomに付与、サービス切り替えの円滑化や自動補償制度の導入等)
2. デジタルインフラの構築促進(電子通信規則の改正等)
3. オンラインポルノ対策(年齢認証の強化、決済事業者との協働等)
4. 知的財産権の保護強化(違法行為の厳罰化、ウェブマーキングの導入等)
5. 電子政府の推進(プライバシーに配慮した個人データの利用促進、各種手当受給資格者の割り出し効率化、政府サービスに対する詐欺対策の強化等)
6. Ofcomの権限強化(迷惑電話対策、周波数管理収入の用途拡大等)

(参考)

国際連合人権高等弁務官事務所は、デジタル経済法案(特にポルノなどの不適切コンテンツへのオンラインにおけるアクセス規制)に関し、在ジュネーブ国際連合英国政府代表部ジュリアン・ブラスワイト大使に対し、データ共有の保護に関する条項が不十分であり、プライバシー権及び表現の自由が損なわれる可能性があるとする懸念を表明する特別報告官(David Kaye)による書簡を送付したことを明らかにするとともに、その文書を公表。(2017年1月9日)



David Kaye氏

- ◆ Ofcomは、広義の通信セクターの市場の定義や規制のあり方を約10年ぶりに抜本的に見直す「デジタル通信戦略レビュー（Strategic Review）」を2015年3月より実施。
- ◆ 2016年2月に初期的結論を発表し、Ofcomは今後10年間にわたるデジタル通信分野に関する規制戦略の大きな枠組みとして、幅広いサービスの利用可能性の追求、投資と競争の促進、サービス品質の向上、オープンリーチの独立性強化、消費者の保護とエンパワーメントの5つの要素を主要領域と結論付けるとともに、それぞれの領域における具体的な規制アプローチを提示。

○ 「デジタル通信戦略レビュー」の背景

- ・ 第1回戦略レビュー（2003～05年）の結果、BTアクセス網の機能分離（オープンリーチの設立）、BTとの「公約」締結等が行われたが、同レビューから約10年が経過し、その間にインターネット・BBの普及が通信・メディア消費のあり方を大きく変革するとともに、固定・移動ネットワークの発展、OTTサービスの拡大、バリューチェーンの統合が進展
- ・ 英国のデジタル通信3市場（固定、移動、BB）における競争、投資、イノベーション及び各市場におけるサービスの利用可能度等を包括的に検証し、将来的なインフラと競争のあり方、適切な規制アプローチのあり方を模索

○ 初期的結論で示された今後の規制アプローチの概要

- ① 現代の消費者ニーズに応じた十分な速度のブロードバンドへのユニバーサルな利用可能性（アクセス権）の保証
- ② BTが保有するインフラへの競争事業者からのアクセスを改善することによる、超々高速ブロードバンドネットワーク（家庭や事業所へのファイバ網等）への投資とイノベーションの支援
- ③ BTのローカルアクセス部門オープンリーチを含む、テレコム産業全体が提供するサービス品質の改善
- ④ オープンリーチのBT本体からの独立性を増すことによる、顧客への対応の改善
- ⑤ 個々の消費者が最も価値を見出す商品に容易に切り替えを可能とする、サービス選択における消費者のエンパワーメント等を追求することを挙げている。

2015年3月

Ofcomは、広義の通信セクターの市場の定義や規制のあり方を約10年ぶりに抜本的に見直す「デジタル通信戦略レビュー」(第2回戦略レビュー)を実施するための「実施要綱」(ToR: Terms of Reference)を発表。

2015年7月

Ofcomは、ToRに対して寄せられた主な関係者からの情報を基に、今後のデジタル通信市場の規制アプローチに関する討議文書(Strategic Review of Digital Communications: Discussion document)を発表。

2016年2月

Ofcomは、第2回戦略レビューの初期的結論(initial conclusions)として「通信をすべての人に機能させるために(Making communications work for everyone)」との声明を発表。その中で、2005年に導入したオープンリーチのBTからの機能分離(functional separation) (※)は完全に失敗したと評価。

※完全にBTから分離(構造分離(structural separation))するのではなく、社内分社化を行うことによる擬似的な分離状況の確保

2016年7月

Ofcomは、上記結論を踏まえ、具体的な解決策の選択肢をまとめた「オープンリーチの戦略的及び運営上の独立性強化」(Strengthening Openreach's strategic and operational independence)と題する文書を発表し、関係者等から意見を招請(～2016年10月)

2016年11月

Ofcomは、意見招請に寄せられた意見・要望等をまとめ発表するとともに、上記文書で示されていたBTのローカルアクセス部門である「オープンリーチ」の独立性向上を目指した一連の施策案に関し、BTとオープンリーチの法的分離(legal separation)を実施することを発表

オープンリーチの法的分離

- ◆ Ofcomは、昨年7月に発表したBTのローカルアクセス部門である「オープンリーチ」の独立性向上を目指した一連の施策案に関し、BTとオープンリーチの法的分離案を実施することを発表(2016年11月29日)
- ◆ 同案においては、オープンリーチに独自の理事会の設立を義務付け、会長はBT外からの人材とし、理事会の大半はBT外からの非常勤理事で構成することとし、戦略的な投資に関する決定やサービス提供に関し、BTと競争事業者を公平に扱う義務を課すとしている。

<法的分離案概要>

- ① オープンリーチの完全分社化(固有の権限、目的、ガバナンスを有する組織体への完全分社化。)
- ② オープンリーチの目的や理事の義務の明確化(全ての競争事業者の利益を等しく実現することを目的とする等。)
- ③ オープンリーチ理事会の創設(会長を含め、BTグループに一切関係のない過半数の非常勤理事から構成。BTが任命・除名するが、それぞれの任命・除名にはOfcomへの照会が必要。)
- ④ オープンリーチ取締役の指名(オープンリーチ理事会によるオープンリーチ代表取締役の指名。オープンリーチ代表取締役は他の取締役の任命に対する責任を有する。オープンリーチ取締役とBTグループの取締役間の直接のやりとりの禁止。)
- ⑤ 投資計画に関する顧客との相談の徹底
- ⑥ BTグループの予算内での財務コントロールの独立性の確保
- ⑦ オープンリーチとしての従業員の意識の徹底
- ⑧ オープンリーチ自身の資産の保有(オープンリーチのネットワークに現在関連している地下のダクトやテレグラフ・ポール等のコントロールの確保等。)
- ⑨ オープンリーチのガバナンスに関する人材の確保
- ⑩ オープンリーチ理事会による監督

Table 1: Models of separation

1. Accounting separation	Separate financial reporting, with costs and revenues of the upstream and downstream products allocated into different baskets
2. Creation of a wholesale division	A separate wholesale division established to supply inputs to competitors, but without equivalence of access
3. Virtual separation	Services offered to internal and external customers on equal terms, without any physical separation of the businesses
4. Functional separation	Physical separation of the business and its processes, e.g. location, staff, branding, management information systems
5. Functional separation with local incentives	Functional separation with separate governance and different management incentives to those of the wider firm
6. Functional separation with independent governance	Creation of a divisional Board with non-executive members who act independently from the group Board
7. Legal separation	Upstream business is established as a separate legal entity within the wider group, but remains under the same overall ownership
8. Structural separation	Split of the vertically-integrated operations into separate legal entities, with no significant common ownership and 'line-of-business' restrictions to prevent them re-entering each other's markets

◆ 2011年11月、英国政府は、同国初の「国家サイバーセキュリティ戦略」(The UK Cyber Security Strategy- Protecting and promoting the UK in a digital world) を発表(2011年～2015年をカバー)。

→ サイバーセキュリティ分野の新技术等に8.6億ポンドの予算を確保するとともに、サイバーアセスメントセンターやコンピューター緊急対応チーム(CERT-UK)が創設され、産官学及び国際的な連携強化を推進。

◆ 2015年11月、上記戦略のレビューを含む「国家安全保障戦略及び戦略的防衛・セキュリティレビュー(National Security Strategy and Strategic Defence and Security Review 2015)」を発表。

→ サイバー攻撃への対応に今後5年間で19億ポンドを投じること、サイバー攻撃から英国を防護するために求められる全ての要素を盛り込んだ新たなサイバーセキュリティ5か年計画の策定すること、民間企業がサイバーセキュリティに関する助言を得やすくするよう、政府は単一窓口として国家サイバーセンターを新たに立ち上げること等が盛り込まれた。

◆ 2016年10月、国家サイバーセキュリティセンター(The National Cyber Security Centre)創設

→ 同センターは、政府通信本部(GCHQ)傘下の一組織として、同じくGCHQの下部組織である情報セキュリティ部門のCESG、国家インフラ・プロテクション・センター(CPNI)、CERT-UK、サイバーアセスメントセンター等のサイバーセキュリティ関連組織を束ね、サイバーセキュリティ分野における英国の当局としての役割。

◆ 2016年11月、「国家サイバーセキュリティ戦略2016-2021」(National Cyber Security Strategy 2016 to 2021)を公表。

→ 同戦略に基づいた取組を推進するために今後5年間に約19億ポンドを拠出することを表明。同戦略では、英国経済及び英国国民のプライバシーを保護するための重要な取組が盛り込まれ、企業に対してサイバー攻撃を防止するための十分な対策を講じるよう求めており、①防衛(defend)、②抑止(deter)、③開発(develop)という3つの重要な目的ごとの取組みを記載。

①防衛:

・サイバー攻撃に対する政府自身の対策の強化とエネルギーや交通をはじめとする重要インフラにおける業界の適切な取組の確保。
・これらの実現のため、たとえばハッカーによるサイバー攻撃の影響の低減やコンピュータウィルス・スパムメールの防止のための自動防御技術を活用した官民連携。

②抑止:

・サイバー犯罪に対する法執行体制の強化や国際的なパートナーシップの構築(昨年だけでも50名以上の国家サイバー犯罪ユニットで働いていたサイバー犯罪調査官や専門技術者を採用など)。

③開発:

・次世代の学生や専門家といった人材育成への投資の増加。
・スマートフォン等のセキュリティについて研究するバーチャルな英国の大学の集合体である「サイバーセキュリティ研究所」(Cyber Security Research Institute)の創設。
・英国西部チェルトナムでの英国初のサイバーセキュリティイノベーションセンターや革新的な技術や製品を開発するためのサイバーイノベーションファンド(サイバー関係のスタートアップ企業や研究者による最先端の研究の商品化や民間セクターからの投資喚起をサポートするための財政的支援)の創設。

- ◆ 2014年4月、Ofcomは、「870-876MHz及び915-921MHz周波数帯における近距離機器の認可に関する声明(Statement on the Authorisation of Short Range Devices in 870 to 876 MHz and 915 to 921 MHz)」を公表

→ 一定の技術的基準を満たせば同周波数帯においてIoT機器を免許不要で使えるように措置。

- ◆ 2014年12月、首相から委任を受けた政府首席科学顧問(Government Chief Scientific Adviser)は、「IoT: 第2のデジタル革命を最大限活用するために(The Internet of Things: Making the most of the Second Digital Revolution)」を公表

→ 2020年までに世界で約1,000億の機器がネットに接続され、IoTの経済価値が全世界で約10兆ポンドにも及ぶという予測の下で、英国が将来的にもIoT分野で先導的な役割を果たすために必要となる施策として、政府によるビジョンの提示や行動を取るべき分野などについて具体的に提言

- ◆ 2015年1月、Ofcomは、IoTの発展に関してOfcomが果たすべき役割をまとめた報告書「IoTへの投資とイノベーションを促進するために(Promoting investment and innovation in the Internet of Things)」を公表

→ 近い将来にエネルギー、健康管理、交通・輸送、農業等の分野で、IoTが消費者・市民の生活向上に大きく寄与する可能性を秘めているとの理解の下、IoTへの投資とイノベーション推進を可能にするためにOfcomが取り組むべき優先的課題として1)利用可能な周波数の確保、2)データプライバシー、3)ネットワークセキュリティとレジリエンス、4)ネットワークアドレス管理を挙げ、各課題の検討事項と次に進めるべきステップを提案

- ◆ 2016年3月、Ofcomは、VHF周波数帯の一部(55-68MHz、70.5-71.5MHz、80.0MHz-81.5MHz)をIoTサービスやM2Mアプリケーション向け免許に割り当てることを発表。

→ 2015年9月に実施した公開諮問の結果を踏まえ、VHF周波数帯では、農村や沿岸地帯等、他の周波数帯ではこれまで通信が不可能だった地域への通信が可能となるため、ワイヤレス接続によるスマート農業をはじめ、沿岸・海事アプリ(漁獲、魚の養殖、環境検知、船舶等)、農業・土地アプリ(農業機器、収穫管理、家畜管理等)、新エネルギー源等の分野でM2Mを広く活用することで、市民・消費者に便益を提供できるとOfcomは説明。

- ◆ 2014年7月、ロボット工学・自律システム(RAS: Robotics and Autonomous Systems)分野では、初のロボット戦略「RAS 2020 戦略(RAS 2020 Strategy)」を公表

→AIを含むソフトウェア開発人材の育成を目指す。

- ◆ 2014年12月、ビジネス・イノベーション・技能省(BIS)は、財務省と共同で、「科学・イノベーション分野の成長計画(Our plan for growth: science and Innovation)」を公表

→ 政府が優先的に投資を行う技術分野における具体的取組、科学・イノベーションを担う人材の育成、科学インフラへの投資、研究支援、イノベーションの事業化支援等に関し、2020年度までの中期的な計画を提示。ICT関連では、ビッグデータの収集・編集・解析等を行うデータ・サイエンスの研究拠点の一つとして、アラン・チューリング研究所(Alan Turing Institute)の設立及び4,200万ポンドの投資が盛り込まれるとともに、自動車の無人運転実験のテストベッドへの900万ポンドの追加的投資も盛り込む。 ※アラン・チューリング研究所は2015年8月に設立、11月に運営開始。

- ◆ 2015年3月、英国におけるイノベーションを支援している機関 Innovate UK は、デジタル経済におけるビジネス・イノベーション支援を目的とした「デジタル経済戦略(Digital economy strategy 2015-2018)」を公表

→ 2015年から毎年1,500万ポンドを革新的なビジネス・プロジェクト支援に費やすとともに、それとは別に毎年1,500万ポンドをデジタル経済カタパルト・センターやオープンデータ機構、テックシティUKといった公的機関への基金として拠出することを盛り込む。

- ◆ 2015年7月、Innovative UKは、自動運転分野におけるコネクテッド・自律車両システム(Connected and autonomous vehicles)の開発促進を目的とした共同研究・実行可能性調査プロジェクトに対し、最大2,000万ポンドを助成すると発表

- ◆ 2016年10月、下院科学技術委員会は、ロボット工学と人工知能(AI)に関する報告書を公表。

→ 英国はAIによる社会的、法的、倫理的示唆におけるグローバルなリーダーシップを発揮できるようにするためにアラン・チューリング・データ科学研究所の下に「AIに関する委員会」を立ち上げるべきであるとしている。また、政府は速やかにデジタル戦略を策定し、それによってデジタル技術に関する危機に対処することについてコミットしなければならないとしている。

- ◆ 2014年3月、政府は周波数の有効活用を進めるための戦略文書「周波数戦略」を公表。Ofcomも同年4月に「周波数管理戦略」「モバイルデータ戦略」を続けて公表。
- ◆ 今後の周波数開放は、O2とスリーの統合問題により棚上げされていた政府保有の2.3/3.4GHz帯オークションと、地デジ用700MHz帯の移行・開放スケジュールが焦点。

○ 2.3GHz帯、3.4GHz帯

- ・防衛省に割り当てられていた、2.3GHz周波数帯(2350-2390MHz)及び3.4GHz周波数帯(3410-3480MHz、3500-3580MHz)の合計190MHzが、周波数オークションにより民間セクターに割り当てられることは決定済み。
- ・当初、2015年末または2016年早期のオークション実施スケジュールが見込まれていたが、2015年初頭にスリー(ハチソン)がO2(テレフォニカUK)を買収する提案がなされ、欧州競争当局が審査。一度は、2015年末頃にオークションの制度設計および実施スケジュールが示されたが、最終的には審査終了まで棚上げとの結論。2016年5月、最終的に、スリーによる買収は、欧州競争当局が不承認(Ofcomが強硬にMNO4社体制を主張したことも背景)。
- ・2016年11月、Ofcomは、同帯域のオークション規則案の公開諮問開始。競争の観点から、BT/EEは2.3GHzオークションでは同周波数帯を取得することができないが、3.4GHz周波数帯の150MHzについては周波数取得上限ルールは設けない。本年中にオークション実施か？

○ 700MHz帯

- ・地上デジタルテレビ放送(DTT)や番組制作・各種イベント等(PMSE)用で利用されるワイヤレスマイク等の機材用に確保されている700MHz帯(694-790MHz)については、再編によりモバイルBB向けに利用可能と決定済み(2015年11月のWRCや、欧州域内での調整も終了)
- ・2016年10月、Ofcomは、700MHz周波数帯をモバイルデータ向けに割り当てる決定に関し、当初2021年末までと示されていた対象周波数帯の利用開始時期を約18か月前倒しし、2020年第2四半期に実現させると決定

- ◆ 2014年12月～15年7月、公共サービス放送(PSB)の品質の維持と強化を目指す3回目の「PSBレビュー(Public Service Broadcasting Review)」を実施
- ◆ テレビ放送の競合市場(動画配信サービス等)が拡大する中、懸念すべき分野やリスク要素を列挙した上で、PSBの維持・強化を目的とした今後の選択肢を提示

○ 第3回PSBレビューの概要

- ・英国の主要地上放送事業者は、BBC以外の商業放送でも、2003年通信法等で定められる「公共サービス放送(PSB: Public Service Broadcasting)」を行う義務を負っており、純粋な商業目的だけではなく、公共の利益を目的として地域ニュース番組や芸術性の高いテレビ番組等を放送する必要
- ・過去2回のPSBレビューでは、主に地上テレビ放送のデジタル化に伴う課題や影響、マクロ経済の減速に伴う広告収入の減少等に関して分析。今回のレビューでは、主にインターネット利用の拡大により生ずるPSBシステムへの機会や脅威、また、技術革新やメディアの提供、視聴者行動の変化がもたらす結果等に焦点が当てられる

○ レビュー結果の概要

- ・視聴者の約8割が現行のPSBシステムが機能していると概ね評価しており、多チャンネル化が進展する中でも、主要5チャンネル(BBC1、BBC2、ITV、C4、C5)の視聴シェアは5割以上を維持し、これらの事業者が放送する他チャンネルを含めたPSBコンテンツの視聴シェアは7割以上を維持
- ・番組制作に関しても、これらの放送事業者は英国独自制作のコンテンツ(スポーツを除く。)に2013年だけで20億ポンド以上を投資しており、マルチチャンネルセクター(スカイ、ディスカバリー、フォックス等)の投資額3.5億ポンドと比べても、英国経済やクリエイティブ産業界に与える影響は非常に大きい
- ・一方、消費者の映像コンテンツ視聴行動が、通常の放送からNetflix等の映像配信サービス経由やBBC iPlayer等のオンラインサービスを介した視聴に徐々に移行しており、特に若年成人層でその傾向が強い(テレビ放送をライブで見ている視聴者は半分に過ぎない)ことから、今後の数年間でこうした視聴行動の変化が加速する可能性
- ・今後の検討事項として、視聴環境の変化に応じて、通常のテレビ放送を通じて公共サービスコンテンツを提供するというPSBの配信手段に関する規定を変更する必要があるのではないかと指摘

BBC新特許状概要

- ◆文化・メディア・スポーツ省(DCMS)は、今後11年間のBBCのあるべき姿を定めた新特許状(Royal Charter)及び新協定書(Framework Agreement)を発表。(2016年12月15日)
- ◆新特許状では、BBCの公共目的をはじめ、使命、独立性の確保、ガバナンスと理事会のあり方、政府との財源に関する合意、規制のあり方、新理事会への移行及びそのスケジュール等が示されており、協定書では、DCMS大臣とBBCの間で結ばれた合意内容がより詳細に明記。

<新特許状概要>

- ・BBCの使命(Mission): 公共利益を目的に、全視聴者に対し、偏りのない高質で卓越した情報・教育・娯楽メディアコンテンツを提供するために行動すること。
- ・公共目的(Public Purposes): 1)人々の理解を助け、自分を取り巻く世界に参加することができるよう偏りのないニュース・情報を提供すること、2)あらゆる年齢の人の学習を支援すること、3)最も創造的で高質かつ卓越したアウトプットとサービスを提供、4)英国の全てのコミュニティ、地方、ネーションを反映・象徴するとともに、国全体の創造的な経済を支援すること、5)英国及び英国の文化・価値を世界に反映させること。
- ・受信許可料制度: BBCの主要な収入源として受信許可料が維持される。新特許状における初回の財源合意期間は2017年1日から2022年3月31日とし、2回目の財源合意期間は、2022年4月1日から少なくとも5年間とする。
- ・BBCの独立性の確保: BBCはその使命及び公共目的の推進に関連する全ての事柄において独立していなくてはならないことが明記された。
- ・BBCトラストに代わって新たに設置される理事会(Board)が、BBCのガバナンスに関する責任を負い、BBCが公益に適した活動をしていることや特許状に規定されている幅広い義務を満たしていることについて監督する。
- ・新理事会の構成と任命: 理事会は14名で構成し(会長1名、非常勤理事9名、常勤理事4名)で、会長は(Director General)はCEO及び編集責任者(Editor in Chief)としての役割を担い、BBCの編集及び創造的アウトプットにかかる個々の責任に関し、理事会に対する最終的な説明責任を負う。
- ・Ofcomは、従来の番組編集基準、苦情処理、市場影響評価に加え、これまでBBCトラストが行ってきたライセンスの発効、商業活動の規制、成果の監視・評価など第三者規制機関としての役割を担う。
- ・BBCの財政面での安定性を強化するため、DCMS大臣の許可を得た上で契約サービスの提供、開発、テストを実施することができる。
- ・新特許状に想定された事柄の進捗を検証するための「中間見直し」(Mid-Term Review)を実施することができ、実施は2022年以降とし、完了は2024年までとする。
- ・毎年発表される事業報告書において受信許可料収入から15万ポンド以上の給与の支払いを受けている上級管理職及びその他の職員の指名が明記される。

2015年7月

文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) は、2016年末に現行特許状が失効することから、次期特許状のあり方に関する選択肢をまとめた試案文書(グリーンペーパー)「BBC Charter Review」を公開諮問として発表。

2015年9月

- ・DCMSは、上記公開諮問と並行して、BBCのガバナンスと規制のあり方に焦点を置いた独立レビューを開始(委員長:クレメンティ卿)。
- ・BBCは、BBCの将来あるべき姿をまとめた提案書「British, Bold, Creative」を発表。

2015年10月

BBCの規制機関であるBBCTラストがグリーンペーパーに対する回答書を発表。

2016年2月

下院・文化・メディア・スポーツ委員会及び上院・通信特別委員会がそれぞれ特許状の見直しに関する報告書を公表。

2016年3月

DCMSは、グリーンペーパーに対する意見のとりまとめを公表するとともに、BBCのガバナンスと規制のあり方に関する独立レビューの報告書と、BBCの主要サービスが市場に与える影響を検証した報告書を併せて公表。

2016年5月

DCMSは、これらの報告を踏まえ、今後のBBCのあり方を提案する政策文書(ホワイトペーパー)「BBCの将来:特色のある放送事業者(A BBC for the future: a broadcaster of distinction)」を発表。

2016年9月

DCMSは、次期特許状及びBBCのより具体的な運営方法を規定する次期協定書(Agreement)のドラフトを公表。

※ドラフトは概ねホワイトペーパーの内容に沿ったものとなっているが、一部内容が厳しくなった部分あり。

2016年12月

DCMSは、新特許状及び新協定書を発表(2017年1月1日より発効)

- 1 英国の情報通信の現状**
- 2 英国の情報通信政策**
- 3 英国のEU離脱と情報通信**

英国政府のEU離脱に関する方針

- ◆ メイ首相は、英国政府のEU離脱に関する12項目の優先事項について発表(2017年1月17日)。
- ◆ 具体的には、英国はEU単一市場での残留は模索せず、現行の関税同盟からは離脱し、真にグローバルな貿易国として、世界の国々と自由貿易合意を求めていくこと、EUから英国への移民数を管理すること、また、EUとの離脱交渉合意については、上下院に議決を経ることを約束。
また、リスボン条約第50条で定められた合意プロセスについては、EUとの合意を同条約に従って2年までに完了させたいとしながらも、合意内容の実施は、合意後に移行期間を設けて段階的に進める。

《確実性と明確性》

- 1) 確実性の確保(Certainty):ビジネス、公共セクターや市民にとって確実性を提供することの重要性を認識し、EU離脱プロセスにおいて可能な限りの確実性を提供する。EUとの最終合意案は上下院に諮る。

《より強い英国》

- 2) 司法権を取り戻す(Control of our own laws):司法権と取り戻し、英国に対する欧州司法裁判所の管轄に終止符を打つ。
- 3) 英国内の強化(Strengthening the Union):4つのネーション(イングランド、スコットランド、ウェールズ、アイルランド)が協力して英国全体に機能するEU離脱を目指す
- 4) アイルランドとの「共通渡航地域」の維持(Maintaining the common travel area with Ireland)

《より公平な英国》

- 5) 入国管理(Control of Immigration):EUから英国に入国する移民の増大は公共サービスなどに大きな影響を与え、賃金低下をもたらした。EU離脱により、EUからの移民の管理が可能になる。
- 6) 英国におけるEU加盟国国民の権利及びEUにおける英国国民の権利(Rights for EU nationals in Britain and British nationals in the EU):
- 7) 労働者の権利の保護(Protect worker's rights):EU規則にとどまらない、自国の法律により労働者の権利を保護する

《真にグローバルな英国》

- 8) 欧州市場における自由貿易(Free trade with European markets):単一市場から脱退し、大胆で野心的な(bold and ambitious)EUとの貿易合意を求めていく。
この合意は、できる限り自由なモノとサービスの貿易を可能にするべきである
- 9) 他の国々との新たな貿易合意(New trade agreements with other countries):中国、ブラジル、湾岸諸国をはじめ、米国、インド、ニュージーランド、オーストラリア等、世界の国々との貿易合意を模索する。また、現在の形式での関税同盟からは離脱する。
- 10) 科学・イノベーションにおける主導的役割(A leading role in science and innovation):EU諸国との主要な科学、研究、テクノロジーに関連するイニシアティブにおける協力の維持
- 11) 犯罪・テロ・外交における協力(Cooperation on crime, terrorism and foreign affairs)

《段階的アプローチ》

- 12) スムーズで秩序あるEU離脱を達成するための段階的アプローチ(A phased approach delivering a smooth and orderly Brexit):リスボン条約第50条に定められた2年間のプロセスが完了した段階で、合意内容を実施する移行期を設け、英国及びEU諸国の双方が新しい合意に向けて準備できるようにする

- ◆ 2015年5月、欧州委員会は、情報通信分野における最優先課題である欧州デジタル単一市場(Digital Single Market)の創設に向けた戦略文書を公表。

ーデジタル単一市場の実現に向け、3つの柱と16の措置事項を掲げ、2016年末までにすべて施策を講じる

ーデジタル単一市場の実現により、年間4,150億ユーロの経済効果及び380万人の雇用創出、グローバルなデジタル市場における競争力の強化

「欧州デジタル単一市場戦略」の概要

1 域内消費者・企業によるデジタル製品・サービスへの越境アクセス向上

- (1) 国境を越えた電子商取引を容易にするためのルールを設ける
- (2) 消費者保護に関する規則を見直し、迅速かつ一貫した消費者保護ルールを施行する
- (3) より効率的で便利な荷物の配送を実現する
- (4) 商取引における不当な地域制限をなくす
- (5) 欧州の電子商取引市場の競争における懸念を明確にする
- (6) 現代的な著作権法を制定する
- (7) オンライン配信や国境を越えたサービス提供をふまえて衛星やケーブルテレビ関連の指令を見直す
- (8) 付加価値税(VAT)の違いなど事業展開に際して障壁となる行政上の課題を減らす

2 デジタルネットワークや革新的なサービスを促進するための環境整備

- (9) 電気通信関連の現行規則を徹底的に見直す
- (10) 視聴覚メディアの規制枠組みを現在に即すように再検討する
- (11) 検索エンジン、ソーシャルメディア、アプリストア等のオンラインプラットフォームの役割について包括的分析を実施する
- (12) 個人データ保護規則の採択やeプライバシー指令の見直しを通じ、デジタルサービスの信頼とセキュリティを強化する
- (13) サイバーセキュリティ分野で産業界とのパートナーシップを締結・強化する

3 デジタル経済の成長と潜在性の最大化

- (14) EU域内におけるデータの自由な流通を促進するためのイニシアティブを提起する
- (15) eヘルス、交通計画、電力(スマートメーター)といった分野で標準化や相互運用のためのプライオリティを定義する
- (16) デジタルスキルの向上や新たな電子政府アクションプランにより市民のデジタル社会への包摂をサポートする

- BTはEU各国に通信サービスを提供し、株式の12%はドイツテレコムが保有
- 移動通信事業者O2は、スペインのテレフォニカが買収。
ただし、香港ハチソンワンポア(移動通信事業者スリーを経営)による買収は失敗。
- 移動通信事業者EEは、ドイツのドイツテレコムとフランスのオランジェが買収
- 移動通信事業者ボーダフォンは本社はイギリスだが、収益の半分(約200億ポンド)はEUから
- 郵便のロイヤルメールは41か国を対象とする欧州ビジネスで20億ポンドの収益
- 放送などのクリエイティブ産業の従業員の40%は英国外のEU国籍
- BBCはEU市場に放送コンテンツを展開
- ITVは欧州をリードする独立テレビ制作者
- ディスカバリーは本社はイギリスだが、EU各国で放送
- Skyもドイツ・オーストラリア・アイルランドで衛星放送サービスを提供

EU離脱に向けた通信規制の方向性

◆ Ofcomのホワイト長官は、インスティテュート・フォー・ガバメント(※)が主催する会議において、EU離脱に向けた通信規制の方向性についてスピーチを実施(2016年12月1日)。

※政府の有効的な在り方について研究している英国ベースの非営利シンクタンク

◆ 具体的には、現行の英国の通信規制の基本的な枠組みはEU法令に由来しているが、英国の事業者及び消費者がそれぞれ競争的環境及び適切な通信・放送サービスを楽しむという目的に鑑み、今後の規制の方向性について検討する必要性について言及。

1 EU離脱に対するスタンス

- 政治的に中立であり政府及び規制対象企業から独立している通信規制機関として、EU離脱の意義及びメリットについて、いかなる見解も有しない。
- しかし、電気通信や放送等の通信サービスは欧州全体をビジネスの対象としており、これらのサービスが英国国民の生活の基盤となっており、また、英国経済の重要な柱であることに鑑みれば、今後の交渉の中心に「通信」を位置づけることは、英国国民・英国企業にとって重要。
- Ofcomが規制対象としている産業(通信、放送、郵便及び無線サービス)は、年間570億ポンドの収益をあげ、これは英国のGDPの3%を占めており、金融サービスに次ぐ2番目の規模。
- ブレグジットは、EU法令に由来している現行の英国の通信規制の基本枠組みを英国国民・英国企業に対して作用させ続けるのかという問題を根本的に検討する機会。

2 EU離脱に向けた通信規制の方向性

(1) 今後いかなるEU法令を引き続き英国に適用するかを検討するにあたっては以下の3点をクリアすることが必要。

- ① 英国の消費者利益の拡大
- ② 競争及び投資の促進
- ③ 英国企業のEU及びグローバル市場における貿易の促進

(2) その上で以下の3点のアプローチが重要。

- ① EU法令の枠組みを維持するアプローチ (例: 放送分野における「発信国主義(“Country of Origin” principle)」の維持)
- ② EU法令の枠組みが十分ではない場合に改善するアプローチ (例: 通信市場の規制レビューの頻度の見直し、企業統合・買収、国家補助)
- ③ 事態の悪化を回避するアプローチ (例: EU域内における携帯ローミング料金撤廃の維持に向けた英・EU間協定への反映)

1. 総論

- 日系企業の最大関心は、情報通信関係企業も含め、人・モノ・資本・サービスの移動の自由。
- 特に、日系情報通信企業の多くが英国を欧州本部として位置付け、欧州域内から多くの従業員を受け入れており、影響は大きい。(例:NTT、KDDI、ソフトバンク、IIJ、富士通、東芝等)
- 英国を進出拠点とした欧州のビジネスについては、EU域内の関税無税や域内のグループ会社間の配当に対する源泉税や法人課税の廃止といった関税・税制体制、会社設立ルールがどこまで維持されるかなどによって、影響が及ぶ可能性がある。
- 日系情報通信企業については、情報通信分野の特性や欧州本部との性格上、英国人以外のEU市民を多数雇用している例が多く、これらの雇用者の取扱いを懸念する声もある。また、主要顧客がロンドンの企業であることが多いため、これらの外国移転等による影響を懸念する声もある。

2. 総務省関係

- ・EUデータ保護法制
- ・相互承認協定
- ・共同研究開発 等

3. その他

- 昨年9月取りまとめの「英国及びEUへのメッセージ」は英国で大きな衝撃をもって報道。
例:”Japan fires warning shot over Brexit” (BBC)

英国及びEU双方への要望事項

英・EU間の交渉の帰結に関わりなく英国及びEUの双方に対して実現を求める事項(点線枠内は企業からの声)。

2. 個別的事項

● 情報保護の水準とデータ移転の自由の維持

(個人情報の越境移転の制約への懸念)

- EUのデータ保護法制から英国が外れることにより、英国と大陸欧州の間の個人情報の移転が困難になるおそれがあり、情報保護の水準とデータ移転の自由の維持を要望。英国に拠点を置くデータセンタービジネスを行うICT企業が、EUの個人情報を扱うクラウド事業者などのデータセンターユーザーの需要を失い、営業上の影響を受けるほか、英国と大陸欧州の親子会社間の情報移転にも影響。
- 日・英・EU三者間でデータ移転の円滑化に関する緊密な連携を要望。

● 英・EU間の規制・基準の維持(既に確立している相互承認や同等性の枠組みの維持を含む。)

- (略)
- 第三者認証機関の相互承認の担保
- 化学物質、医薬品・医療機器、無線機器・通信端末機器及び自動車を始めとする各分野における規制や基準認証は、これまでEU全体として統一的な制度で運用されており、それらの維持又はそれらと同等の枠組みを持つ制度の構築を要望。離脱により、英国がEUとは別の規制や認証を設けた場合、欧州進出日系企業は、二重の対応が必要となり、無用な混乱、開発・生産コストや事務負担の増大。

(略)

- (略)日EU間には日EU相互承認協定が存在するが、例えば、対象となっている無線機器や通信端末機器について、離脱により英国の適合性評価機関による認証が認められないなどの問題が発生。

● EU研究開発予算へのアクセス、日EU共同研究開発への英国の関与

- 在英日系企業はEUが行う様々な研究開発に参画し、補助金を得ている。離脱後も引き続き研究開発に参画できることを要望。
- 日EU間の共同研究開発においても、これまで複数の英国関係者が関与してきた。今後も引き続き英国関係者が関与できるような枠組みの構築を要望。

英国への追加的要望事項

英国のEU離脱後にとられる英国独自の政策・措置において、英国のみに対して実現を求める事項(点線枠内は企業からの声)。

● 独自のデータ保護法制を制定する際の情報保護の水準とデータ移転の自由の維持

(個人情報の越境移転の制約への懸念)

- EUのデータ保護法制から外れた英国が定める独自のデータ保護法制により情報の自由な移転が阻害されることを懸念。

● 英国研究開発予算へのアクセス

- 離脱後に英国がEUからの補助金を得られなくなる場合、英国からの補助金など代替的な研究開発支援策の実施を要望。